

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料が**無償**となります。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも無償化の対象になります。

幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用

【対象者・利用料】

- **3歳から5歳までの全ての子ども利用料が無償となります。**
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。
 - 給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、保育所、認定こども園を利用している年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
※第3子以降の数え方 1号 … 小学校3年生までの中で第3子以降
2号 … 小学校就学前までの中で第3子以降
- **0歳から2歳までの子どもについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償となります。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。**
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します(現在、舞鶴市内には該当施設はありません)。

幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育を利用

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園、認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用に加え、**利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償**となります。

認可外保育施設等を利用

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用されていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償**となります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象**となります。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、京都府に届出を行い、舞鶴市から確認を受ける必要があります。

就学前の障害児の発達支援を利用

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償**となります。

問い合わせ先：子ども支援課（TEL 0773-66-1094）